

実績評価書

平成14年9月

政策体系	番 号	
基本目標	6	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	4	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスを提供すること
		多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること
担当部局・課	主管課	雇用均等・児童家庭局保育課
	関係課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標 1	延長保育実施ヶ所を平成16年度までに10,000ヶ所にする こと (実績目標を達成するための手段の概要) 就労形態の多様化に対応するため、11時間の開所時間の前後に延長保育を実施する保育所に対し、必要な経費を助成する。				
(評価指標)	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3
延長保育実施ヶ所数	3,441	5,011	5,125	8,052	9,431
(備 考)					
実績目標 2	休日保育実施ヶ所を平成16年度までに300ヶ所にする こと (実績目標を達成するための手段の概要) 就労形態の多様化に対応するため、日曜・祝日を含め年間を通じて開所する保育所に対し、必要な経費を助成する。				
(評価指標)	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3
休日保育実施ヶ所数	-	-	84	152	271
(備 考)	平成11年度創設				
実績目標 3	乳幼児健康支援一時預かりを行う市町村を平成16年度までに500市 町村にすること (実績目標を達成するための手段の概要) 多様な保育ニーズに対応するため、保育所へ通所中の児童が病気回復期のため自宅での育児を余儀なくされる期間、当該児童を保育所、病院、診療所等において一時的に預かる事業等を実施する市町村に対し、必要な経費を助成する。				

(評価指標)	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3
乳幼児健康支援一時預かりを行う市町村	-	-	-	132	206
(備考)平成12年度より前は、箇所数で状況を把握し、実施する市町村数を指標とし始めたのは平成12年度からである。					
実績目標4	一時保育実施ヶ所を平成16年度までに3,000ヶ所にすること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
多様な保育ニーズに対応するため、断続的に保育が困難となる児童に対する保育や保護者の傷病等に伴う緊急・一時的な保育を実施する保育所に対し、必要な経費を助成する。					
(評価指標)	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3
一時保育実施ヶ所数	650	662	685	1,700	3,068
(備考)					
実績目標5	地域子育て支援センターを平成16年度までに3,000ヶ所にすること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児相談、子育てサークル等への支援等を行う保育所に対し、必要な経費を助成する。					
(評価指標)	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3
地域子育て支援センター実施ヶ所数	428	693	997	1,376	1,791
(備考)					
実績目標6	多機能保育所を平成16年度までに2,000ヶ所整備すること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
老朽保育所の改築整備を図るとともに、多様な保育ニーズに対応するため地域の子育て相談等を行う地域子育て支援スペースなどを整備した多機能保育所の整備に必要な経費を助成する。					
(評価指標)	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3
多機能保育所の整備ヶ所数	(累積数) -	-	(180) 180	(816) 636	(1,328) 512
(備考)					

2. 評価

(1) 実績目標の達成状況の評価

実績目標 1	延長保育実施ヶ所を平成 16 年度までに 10,000ヶ所にすること
有効性	平成 9 年度における実施ヶ所数 3,441ヶ所に対し、平成 13 年度は 9,431ヶ所と 5 年間で 5,990ヶ所の増、約 2.7 倍となっている。
効率性	事業の実施に当たっては、保育所の有する設備やノウハウなど既存の機能を活用することから効率的に実施できる。
実績目標 2	休日保育実施ヶ所を平成 16 年度までに 300ヶ所にすること
有効性	事業を創設した平成 11 年度は 84ヶ所の実施に止まったが、その後 3 年間で 187ヶ所の増、約 3.2 倍となっている。(平成 13 年度実施ヶ所数 271ヶ所)
効率性	事業の実施に当たっては、保育所の有する設備やノウハウなど既存の機能を活用することから効率的に実施できる。
実績目標 3	乳幼児健康支援一時預かりを行う市町村を平成 16 年までに 500 市町村にすること
有効性	平成 12 年度における実施市町村数 132 市町村に対し、平成 13 年度は 206 市町村と着実に増加している。
効率性	事業の実施に当たっては、保育所、病院、診療所の有する設備やノウハウなど既存の機能を活用することから効率的に実施できる。
実績目標 4	一時保育実施ヶ所を平成 16 年度までに 3,000ヶ所にすること
有効性	平成 9 年度における実施ヶ所数 650ヶ所に対し、平成 13 年度は 3,068ヶ所と 5 年間で 2,418ヶ所の増、約 4.7 倍となっており、平成 16 年度の目標値を前倒ししている。
効率性	事業の実施に当たっては、保育所の有する設備やノウハウなど既存の機能を活用することから効率的に実施できる。
実績目標 5	地域子育て支援センターを平成 16 年度までに 3,000ヶ所にすること
有効性	平成 9 年度における実施ヶ所数 428ヶ所に対し、平成 13 年度は 1,791ヶ所と 5 年間で 1,363ヶ所の増、約 4.2 倍となっている。
効率性	事業の実施に当たっては、保育所の有する設備やノウハウなど既存の機能を活用することから効率的に実施できる。
実績目標 6	多機能保育所を平成 16 年度までに 2,000ヶ所整備すること
有効性	平成 11 年度における整備ヶ所数 180ヶ所に対し、平成 12 年度は 636

ヶ所、平成13年度は512ヶ所と着実に整備されている。

効率性 既存の保育所の敷地等を活用しつつ、保育所の受入枠の拡大を図っており、効率的に多様な保育ニーズへの対応が図られる。

(2) 施策目標の達成状況と総合的な評価

現状分析

一時保育については既に目標値を達成しているところだが、その他の事業については新エンゼルプランの目標値達成に向け、引き続き事業の推進が必要である。

また、昨年7月に閣議決定された「仕事と子育ての両立支援策の方針について」においても、多様で良質な保育サービスの必要性が掲げられており、特に公営保育所の民営並みの延長保育実施（62%）及び、一時保育、休日保育の倍以上の実施が謳われているところであり、ますます事業実施ヶ所数の増加が望まれる。

施策手段の適正性の評価

実施ヶ所数は着実に増加しており、施策手段は有効である。

総合的な評価

平成16年度までの目標値については、過去の実績推移から推計する限り、達成が可能なものと思われる。

3. 政策への反映方針

平成14年9月20日に総理報告された「少子化対策プラスワン」において、「待機児童ゼロ作戦」を推進することに加え、パートタイム労働者の増加など多様なニーズに合わせた保育サービスを提供するため、

パートタイム労働者等のための特定保育事業（週2～3日程度、あるいは午前か午後のみ保育サービスの利用）

保育ママ（保育者の自宅で少人数の保育を行う家庭的保育事業）について、利用者の必要に応じた、利用日数・時間の弾力化

等を行うことを盛り込むとともに、専業主婦家庭やひとり親家庭を含めたすべての子育て家庭のために多様な子育て支援サービスを充実させるため、保育所など身近な場での一時預かりサービスを推進することについて盛り込んだ。

また、これを実現するため、平成15年度予算概算要求に、週に2、3日程度又は午前か午後のみなどの必要に応じて柔軟に利用できる特定保育事業の創設、保育者の居宅において少人数の3歳未満児の保育を実施する家庭的保育事業の拡充等を盛り込んだところである。

このほか、引き続き、保育事業に係る経費についての助成をしていくことで、施策目標の達成を図ることとしており、上記事業のほか、平成15年度予算概算要求にお

いては、新重点4分野要望として、保育士養成所費 78百万円 障害児保育対策事業費 3,408百万円 家庭的保育事業費 1,255百万円、へき地保育所費 1,831百万円 産休代替保育士費等補助金 1,442百万円 家庭支援推進保育事業費補助金 1,164百万円 認可外保育施設指導費 17百万円を計上し、多様なニーズに対応できる保育サービスの確保を目指しているところであり、これらを推進することが「公平で安心な高齢化社会・少子化対策」に資することとなる。

4. 特記事項

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし

各種政府決定との関係及び遵守状況

- ・ 「少子化対策プラスワン」(平成14年9月20日総理報告)
- ・ 現在17%の公営保育所における延長保育の民営なみ(62%)の実施をめざし、一時保育、休日保育等多様な保育サービスの実施の倍増以上をめざす。【仕事と子育ての両立支援策の方針について(平成13年7月6日閣議決定)】

総務省による行政評価・監視等の状況

なし

国会による決議等の状況(警告決議、付帯決議等)

- ・ 保育所の待機児童問題については、その解消を目指して、(中略)延長保育、休日保育(中略)などを少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランに基づき着実に推進すること。【児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成13年11月22日)】

会計検査院による指摘

なし